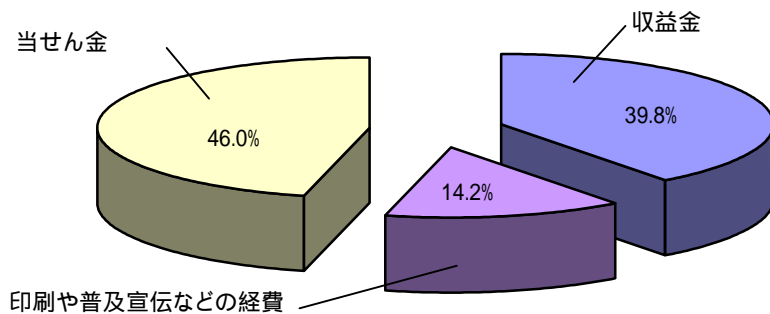


宝くじは地域づくりに役立っています！

「宝くじ」は、地方財政法および当せん金付証票法に基づき、全国都道府県および政令指定都市により発売されています。その収益金は、教育施設、道路、橋りょう、社会福祉施設の整備などの財源として、県民の皆さんの身近な暮らしに幅広く活用されています。

宝くじ1枚は、このような配分になります。(平成17年度実績)



平成17年度の宝くじ収入
(収益金などで本県に配分された額) 約37億円

これは、主に次のような事業に活用しました。

- ・高等学校建設事業
- ・みずべみらい再生事業
- ・医療施設整備事業

日本宝くじ協会からの助成(普及宣伝のための事業)を受けました。

【うみっこ広場 / 琵琶湖博物館(H17)】



【造形活動拠点施設「もくれん」 / 滋賀県立大学(H17)】

